匝瑳市立豊栄小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定 (令和2年4月改訂)

匝瑳市立豊栄小学校

基本理念

(1) 基本理念

本校では全ての職員が「いじめはどの学校・どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題 に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明る く楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。 いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つの取り組みをあげる。

- ① いじめの未然防止のために、全職員でいじめを許さない、見過ごさない環境づくりに取り組 む。
- いじめの未然防止のために、生徒指導の機能を生かした教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全職員による情報の共有化を図り、定期的なアンケート調査や 教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④ いじめの早期解決のために、全職員が一丸となって児童の安全を保障するとともに、学校と 家庭、各種団体、専門家が連携して解決に当たる。
- ⑤ 本基本方針の取り組みによる成果等は公表し、評価アンケート等により随時見直しを図る。 その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て行う。
- (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と 一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。

上記条文について、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にする ことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要」とされ、「いじめには、多様な態様が あることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感 じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要」とされている。 (平成25年10月11日 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(平成29年3月14日改定)

組

- (1) 学校内の組織 *各委員会の構成員は〈図1〉に示す。
 - ① 職員会議及び職員打合わせ

月1回の職員会議において、児童の問題行動に関する指導と情報交換及び指導の重点につい て話し合う。また、週2回の職員打ち合わせにおいて、生徒指導に関する情報を共有する。

② 生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会・人権教育推進委員会)

年度当初に、生徒指導全体計画、生活指導の共通理解事項「とよさかっ子の約束」を作成する。随時、生徒指導上の課題について話し合う。

③ いじめ防止対策委員会

いじめ等の問題が発生した場合には、必要に応じて生徒指導委員の他に当該学級担任や学年 補助の教員が加わり、臨時の委員会を開催する。いじめ防止対策委員会としての役割は以下の 通りである。

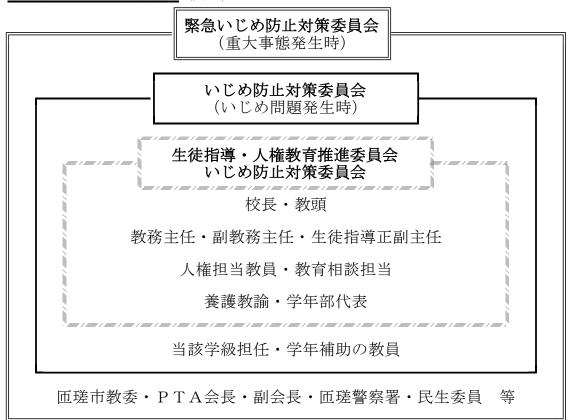
- ア) 本基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画(いじめの未然防止・早期発見・ いじめの対処・校内研修等の施策)の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、全職員への情報共有を行う役割。
- ウ) いじめの疑いに係わる情報があった場合に、いじめ防止対策委員会を招集し、情報の迅速 な共有、関係者への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等 を組織的に実施するための中核としての役割。
- エ) いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- オ) 本基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、本基本方針についてPDCAサイクルで見直しを行う役割。

(2) 家庭や地域、関係諸機関と連携した組織

①緊急いじめ防止対策委員会

重大事態(本基本方針4項(3)の①に記載)に相当するような緊急を要する生徒指導上の問題行動やいじめの問題が発生したときに緊急いじめ防止対策委員会を開催し、迅速に対応する。

本基本方針に定める組織表 (図1)



3 いじめの未然防止のために

すべての児童が安心・安全で楽しい学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に 主体的に参加し、活躍できる学校づくりに取り組む。そのために教職員一人一人が生徒指導の機能 を生かした分かる授業をするように努め、児童に基礎・基本の定着を図る。児童が学習活動を通し て目標を達成した喜びを感じ、集団における活動の場面で自己存在感を確かめることにより、自己 有用感を高め、ひいては自尊感情を育むことができるよう努めていく。

道徳科では「『いのち』のつながりと輝き〜大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし〜」を主題として、児童一人一人が自己の生き方についての考えを深めていく道徳教育を推進する。また、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」で、互いを思いやることのできる集団づくりを行う。

情報モラル教育を通して、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害にあたり、被害者等に 深刻な傷を与えかねない行為であること、そして、いじめを見て見ぬふりをすることは『傍観者』 として、いじめに加担しているのと同じであるということを理解できるように指導する。教職員は、 自らの不適切な発言や行動がいじめを助長する可能性があることを十分に理解して指導に当たる。

学校における教育活動全体を通して「自分も他者も大切にする心」を育み、児童一人一人が「い じめは絶対に許されないことである」という認識をもつように指導を続けることにより、いじめを 未然に防ぐ。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない環境づくり
 - 「いじめ防止啓発強化週間」(4月)

学校いじめ防止基本方針を見直し、校内での共通理解及び保護者や関係機関、、地域に対し ての周知を図り、連携協力体制を構築する。また、個別面談やSOSの出し方に関する教育を 実施し、児童が抱える悩みの早期把握に努める。

- いじめゼロ児童集会(6月「いのちを大切にするキャンペーン」) いじめをなくすために、各クラスでどのような取り組みをしていくか話し合い、集会で発表 し合う。児童一人一人が、いじめを許さないという意識を高めることができるようにする。
- 「いじめ防止アンケート」調査の実施と指導(1回/月) 調査回答をもとに、いじめの当該児童と関わりのある児童達から、それまでの経過を確認し、 管理職に報告する。その後いじめが継続しないよう、指導を徹底していく。なお、本アンケー トの保存期間は義務教育修了までとする。
- ④ 教育相談アンケート調査と教育相談の実施 前後期(6月・11月)に1回ずつ教育相談アンケート(すこやかシート)を実施し、それ をもとに教育相談を実施し、児童が抱える悩みの早期把握と解決に努める。
- (2) 生徒指導の機能を生かした教育活動の推進
 - ① 発達に即した児童理解と積極的な生徒指導
 - ・児童の良さを見出し、「認め、励まし、ほめる」態度で接し、学級・学年・学校の一員とし ての所属感・自覚を高める指導。
 - ・児童が主体となった学習活動や協同的な体験活動等の推進。
 - ・問題行動の早期発見、再発防止の指導を徹底するため、全職員の協力のもとに児童理解に努 める。「職員打合わせ、職員会議での情報交換・共通理解」「生徒指導委員会の設置と運営」
 - ② 豊かな人間関係づくりの推進。
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラム「ピア・サポート」の実施。
 - ・豊かな人間関係を築くために、クラブ活動、委員会活動の充実を図る。
 - ・異学年交流の充実「縦割り業間活動」「縦割り遠足」「縦割り縄跳び練習」等。
 - 代表委員会での具体的な月目標の立案。
 - 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
 - ③ 生徒指導の機能を生かした分かる授業
 - ・学習内容の精選、学習指導の工夫・改善、生徒指導の機能を生かした授業の展開。・一人一人の個性や能力を生かした集団づくり。

 - ・自他の「生命」を大切にする心の教育。
 - ・学力向上プロジェクトにおける3つの柱。(・教師の授業力アップ・「チャレンジタイム」 の実施による基礎学力の定着・主体的な「家庭学習」の習慣化)
 - ④ 家庭、地域社会、関係機関などとの連携の推進
 - ・学校便り、学年便り、学級懇談会、個別面談等を通して、学校の指導方針を保護者に知らせ、 家庭、学校、地域社会の連携を深める取り組み。
 - ・保護者に対するいじめ防止に関するアンケートの実施。
 - ・スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、匝瑳市教委等の 外部の相談員との連携。
 - 適応支援教室、関係団体との連携やスクールカウンセラー等配置事業を活用した不登校児童 への支援。
 - ·中学校区小中連絡会(年3回)
 - ・学校支援ボランティアの推進。
- いじめの早期発見・対応・解決に向けて
- (1) いじめの早期発見
 - 「いじめはどの子どもにも、学校にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全 職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さないよう
 - ② いじめのサインを発していると感じられる児童がいる場合には、職員打合わせや職員会議、 生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
 - ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ、児童が安心感をもてるよ

うにする。また、いじめがある場合の子どもの変化の特徴を保護者に伝え、保護者からの情報 を得られるようにする。その上で解決すべき問題がある場合には個別面談等を行い、当該児童 から話を聞き、問題の早期解決を図る。

- ④ 教育相談週間に合わせて教育相談アンケート(すこやかシート)を行い、児童の悩みや人間 関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 道徳教育や情報モラル教育の指導を推進し、実践的な態度を養う。
- ⑥ 「相談ボックス」を設置し相談窓口として活用する。
- ⑦ 児童向けの「いじめ防止啓発カード」、児童・保護者向けの「いじめ防止啓発リーフレット」 を配付するとともに、「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関の周知徹底を行う。
- ⑧ 発達障害を含む障害のある児童、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童、感染症罹病 児童には、個々の特性を理解し、日常的に支援する。
- ⑨ いじめが「解消されている」状態については、以下の通りとする。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ・被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与えている行為(インターネットを通じて 行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(平成25年10月11日 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より) (平成29年3月14日改定)

- ⑩ 昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察する。
- ① 養護教諭が教育相談員であることを周知し、いつでも相談できる体制をつくる。

(2) いじめに対する措置

いじめの早期解決のために、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して問題解決に当たる。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた職員は、早急に管理職と生徒指導主任に内容等を報告する。その後、直ちにいじめ防止対策委員会で情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、必要な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら、いじめられている児童及びいじめている児童に対する援助を行う。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、その日のうちに 迅速に保護者に事実を伝える。また、いじめらた児童の身の安全を最優先に考え、落ち着いて 教育を受けられる環境の確保を図る。いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な 注意を払い、必要な支援を行う。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、再発防止のために保護者に協力を求めるとともに、学校が保護者に対して継続的な助言を行う。児童に対しては教育的配慮に十分配慮した上で、自らの行為の悪質性を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように、毅然とした態度で指導に当たる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童がいじめを自分の問題として捉えるために、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせる。児童全員が集団の一員としての自覚をもち、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

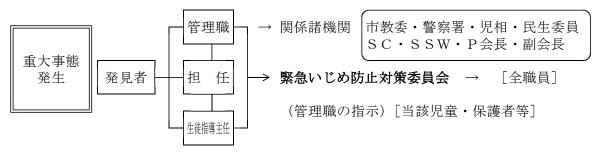
学校において計画的に情報モラル教育を行うとともに、家庭においてもインターネット上のいじめに対する理解を求める働きかけをする。また、市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。さらに法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組を周知し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) 重大事態への対処

- ① 重大事態の基準(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成29年3月文部科学省)
 - ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと認めるとき。【児童が 自殺を企図した場合、身体に重大な損害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、 精神性の疾患を発症した場合】
 - ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認 めるとき。
 - ・児童又は保護者から申し立てがあったとき。
- ② 緊急いじめ防止対策委員会の招集

上記の重大事態に際しては、以下の通り速やかに報告・連絡を行い、本基本方針に基づく構 成員による緊急いじめ防止対策委員会を招集し、対応に当たる。

③ 報告·連絡体制



5 公表・点検・評価

- (1) 公表について
 - ・本基本方針は、学校の公式ホームページにて公表するほか、児童・保護者に説明をする。
 - ・本基本方針に基づいた取り組みによって得られた成果や進捗状況は、適宜情報発信する。

(2) 点検について

・本基本方針は、年度ごとに点検を行う。具体的には年度の初めにその年度の「学校基本方針」 の確認を行い、研修等の機会を通して全職員に周知する。

(3) 評価について

- ・本基本方針によって進められた取り組みについては、年度ごとに評価・改善を行う。
- ・評価は学校評価アンケートにより、職員及び保護者、児童が行い、学校経営の改善・向上に つなげる。

6 相談窓口

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
- 匝瑳市さわやか相談ダイヤル
- 24時間子供SOSダイヤル
- 0.80 1.986 3698
- $0\ 1\ 2\ 0 0 7\ 8\ 3\ 1\ 0$